

佐賀県告示第八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった。

平成二十四年一月十三日

佐賀県知事 古 川 康

一 (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

唐津市七山荒川字棚迫二二六の一五、二二六の三五、二二六の五五、二二六の五八、二二六の六九、二二六の八六、七山池原字桑原乙六〇三の一五、字下嶽甲三〇六九から甲三〇七一まで、甲三〇七二の六、甲三〇七二の八から甲三〇七二の一まで、甲三〇七二の三〇、甲三〇七二の三二から甲三〇七二の三五まで、字山影甲二五四八、甲二五四九、甲二五五三、甲二五八〇、甲二五八四、甲二五八六、甲二五八七、甲二五八八の一、甲二六一二、甲二六一四、甲二六三一の一、甲二六三二の三、甲二六三四、甲二六三八、甲二六四〇、字山田甲二八五五の一、甲二八五五の二、甲二八五六から甲二八五八まで、甲二八六〇の二〇、甲二八六〇の二一、甲二八六〇の四三、甲二八六〇の四四、七山藤川字蟹川八五七の一（次の図に示す部分に限る。）、八五七の二二、字後鳥帽子九三〇の一、九三〇の三五、字小馬ヶ倉七二〇の一、七二〇の四九から七二〇の五六まで、字上蟹川七二一の一・七二一の七四・七二一の七五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、七二一の七六、七二一の七七から七二一の七九まで・七二一の八一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、七二一の八二、七二一の八三（次の図に示す部分に限る。）、七二一の八四から七二一の八九まで、七八七の一（次の図に示す部分に限る。）、七八七の七三から七八七の七五まで、七八七の七六（次の図に示す部分に限る。）、七八七の七七

から七八七の八一まで、七八七の八二（次の図に示す部分に限る。）、七八七の八三から七八七の九四まで、字大達一〇〇〇の一、一〇〇〇の二三五、一〇〇〇の一三六、字大塔一二二六の一、一二二六の四四から一二二六の四七まで、字中尾八八〇の一（次の図に示す部分に限る。）、八八〇の二六から八八〇の二八まで、字仏岩五九一、五九二、五九三の一、五九五の二、五九六の三、五九六の五、五九六の一五、五九七、六〇一の一、六〇一の二、六〇五の二、六四八、六四九、六五〇の一、六五〇の二、六五二、六五五、六五七、六五八の一、六九八の五、六九八の六、六九八の一一から六九八の一三まで、六九八の一八、六九八の一九、六九八の二一、六九八の三三、六九九

(二) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(三) 変更に係る指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

唐津市七山荒川字大空五一八の一、五一八の一三、五一八の二〇、五一九の一、五一九の三、五一九の九、五一九の一〇、字登立九六四の五、九六四の八、九六四の一〇、九六四の一五、九六四の一六、九六四の三〇、九六四の三一、九六四の三四、九六四の四八、九六四の五二から九六四の

五四まで、九六六の一、九七〇の一、七山池原字下嶽甲三〇四二の五から甲三〇四二の八まで、甲三〇四二の一九から甲三〇四二の二一まで、甲三〇四四、甲三〇六二、字上嶽甲二九三一の一、甲二九三一の一三、甲二九三一の一八から甲二九三一の二〇まで、甲二九三一の二二、甲二九三一の五三から甲二九三一の五五まで、甲二九三九、字袋口甲二九九六の一、甲二九九六の三、甲三〇〇九の九、甲三〇〇九の一〇、七山馬川字梨木原一三九六、一三九七の一、一三九七の二、七山木浦字政ノ木二八八九の四四、字藪田五七五の一、六一三の一、七山仁部字岩屋二二六六から二二六八まで、二二九三、二二九四の一、二二九四の二、二二九五の一、二二九五の二、二二九五の五、二二九五の六、字小屋敷二四一八、字柳宇士二三九八から二四〇〇まで

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 変更に係る指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は択伐による。

唐津市七山馬川字梨木原一三九六、一三九七の一、一三九七の二

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市

町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(カ) 次の図「及び」次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県

県土づくり本部森林整備課及び唐津市林務課に備え置いて縦覧に供する。()